

## 第3号表の2

注 記 表  
年 月 日から 年 月 日まで

- I 継続企業の前提に関する注記
- II 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- III 貸借対照表に関する注記
- IV 損益計算書に関する注記
- V 株主資本等変動計算書に関する注記
- VI 税効果会計に関する注記
- VII リースにより使用する固定資産に関する注記
- VIII 関連当事者との取引に関する注記
- IX 一株当たり情報に関する注記
- X 重要な後発事象に関する注記
- XI 連結配当規制適用会社に関する注記
- XII その他の注記

### 備考

- 1 会社計算規則第98条第2項第1号に規定する会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）にあつてはI、III、IV、VIからXIまでに掲げる項目を、同項第2号に規定する会計監査人設置会社以外の公開会社にあつてはI及びXIに掲げる項目を表示することを要しない。
- 2 この表は、会社計算規則第99条から第116条までの規定の定めるところにより記載する。
- 3 III貸借対照表に関する注記は、会社計算規則第103条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。
  - (1) 新幹線鉄道大規模改修引当金は、全国新幹線鉄道整備法第17条第1項の規定により計上していること。
  - (2) 特定都市鉄道整備準備金は、特定都市鉄道整備促進特別措置法第8条の規定により計上していること。
  - (3) 特定都市鉄道整備積立金は、特定都市鉄道整備促進特別措置法第6条第1項及び第2項の規定により指定法人に積み立てていること及び当該指定法人の名称並びに同法第7条の規定により特定都市鉄道工事の工事費の支出に充てること及び当該特定都市鉄道工事の名称。
- 4 IV損益計算書に関する注記は、会社計算規則第104条に規定する事項のほか、全国新幹線鉄道整備法第17条第1項の規定による新幹線鉄道大規模改修引当金繰入額及び全国新幹線鉄道整備法施行規則第14条第1項の規定による新幹線鉄道大規模改修引当金取崩額を計上する場合にあつては、その金額とする。
- 5 この表に記載すべき注記は、当該注記に係る事項が記載されている表の末尾に記載することをもつてこの表に代えることができる。